

平成 29 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 30 年 1 月 30 日 (火)

13 : 30 ~ 15 : 00

場 所 : 岩手県水産会館 5 階
大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 29 年 12 月 14 日 ~ 平成 30 年 1 月 29 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

(1) 久慈市小久慈町第 67 地割地内の土石の採掘に係る林地開発許可について 【資料 NO 2】

(2) 九戸郡洋野町中野第 1 地割字下向地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)

に係る林地開発許可について

【資料 NO 3】

5 閉 会

平成 29 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	下 舘 祥二 佐藤 礼子 川村 冬子 郷右近 勤 猪内 次郎	欠席
有識者	富士大学 学 長	岡田 秀二	
事 務 局 岩手県農林水産部 森 林 保 全 課	林務担当技監 総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 (静岡県派遣) 主 査	阿部 義樹 漆原 隆一 田屋 了 佐々木 敏明 土野 恵美子 石 亀 竜太 石 橋 宣昭 白藤 清伸	
県北広域振興局林務部	主任	音喜多 陽子	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（平成 29 年 12 月 14 日～平成 30 年 1 月 29 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 30 年 1 月 30 日

森林審議会の意見聴取を要しない案件について

森林審議会の意見を要しない10ヘクタール未満の林地開発については、平成29年12月14日開催の森林審議会で報告した以降、平成30年1月29日までに許可実績はない。

【 審 議 事 項 】

久慈市小久慈町第 67 地割地内の土石の採掘に係る林地開発許可
について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 30 年 1 月 30 日

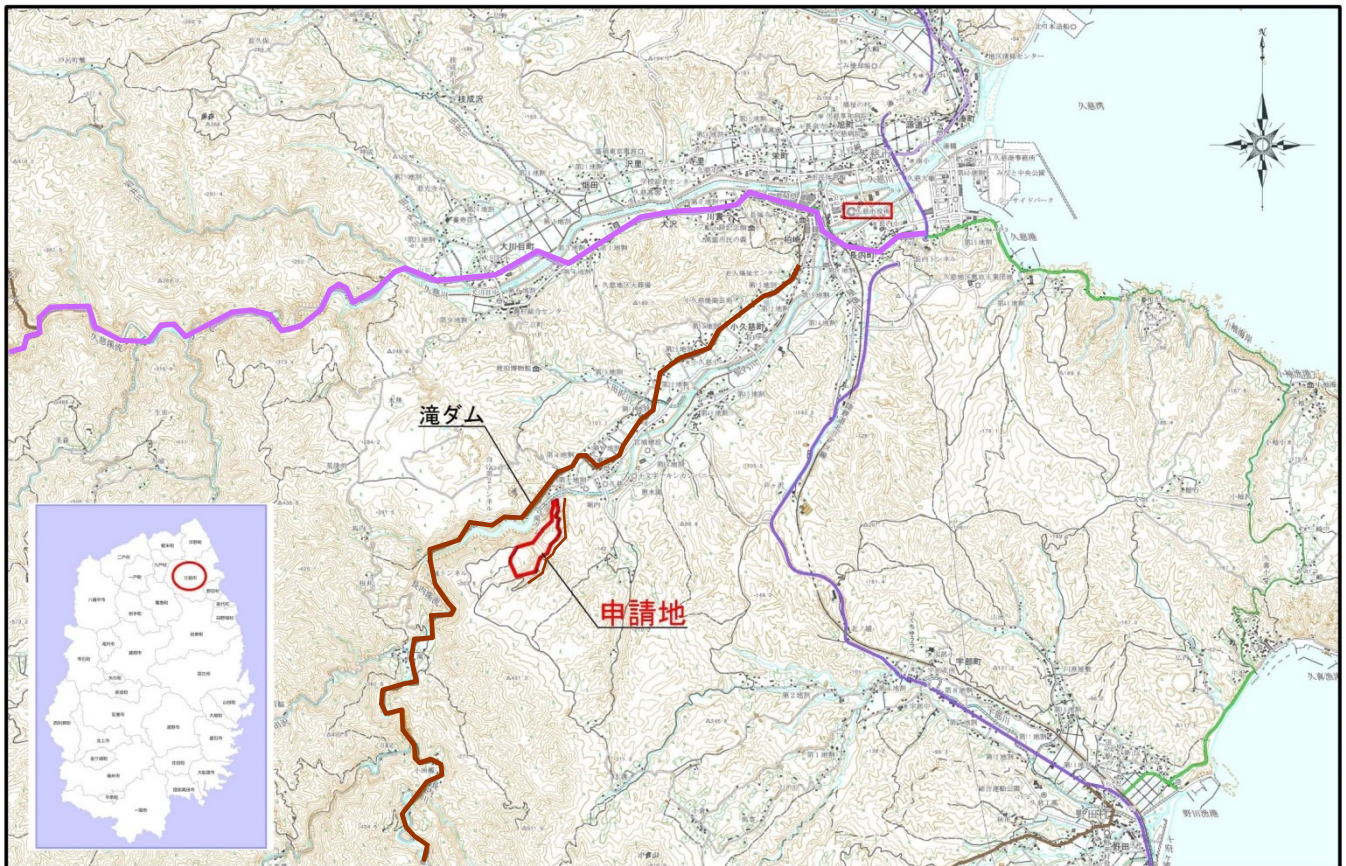
1 申請概要

申請者	住所氏名	久慈市小久慈町第3地割20番地 株式会社岩瀬張建設
申請場所	久慈市小久慈町第67地割38番地7 ほか14筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	平成14年9月6日から平成34年9月5日	
申請面積	20.0347ヘクタール（事業区域面積 27.7534ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	久慈市街地より南西約9kmに位置
標高、傾斜	標高 30～240m（今期200～240m）、傾斜 20～40度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・北側は県道久慈岩泉線に近接している。 ・東側は市道岩瀬張古山線が隣接している。 ・事業区域より500m以内に民家はない。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の東側に神庭牛沢（かんじゃさわ）が流れ、事業区域の直下で二級河川長内川に合流している。また、西側に長内川をせき止めた県営滝ダムがある。 ・事業区域の周囲の大部分は森林となっている。
林況	拡大区域の林況は広葉樹（17年）が大部分を占めており、一部にアカマツ（49年）も生育している。

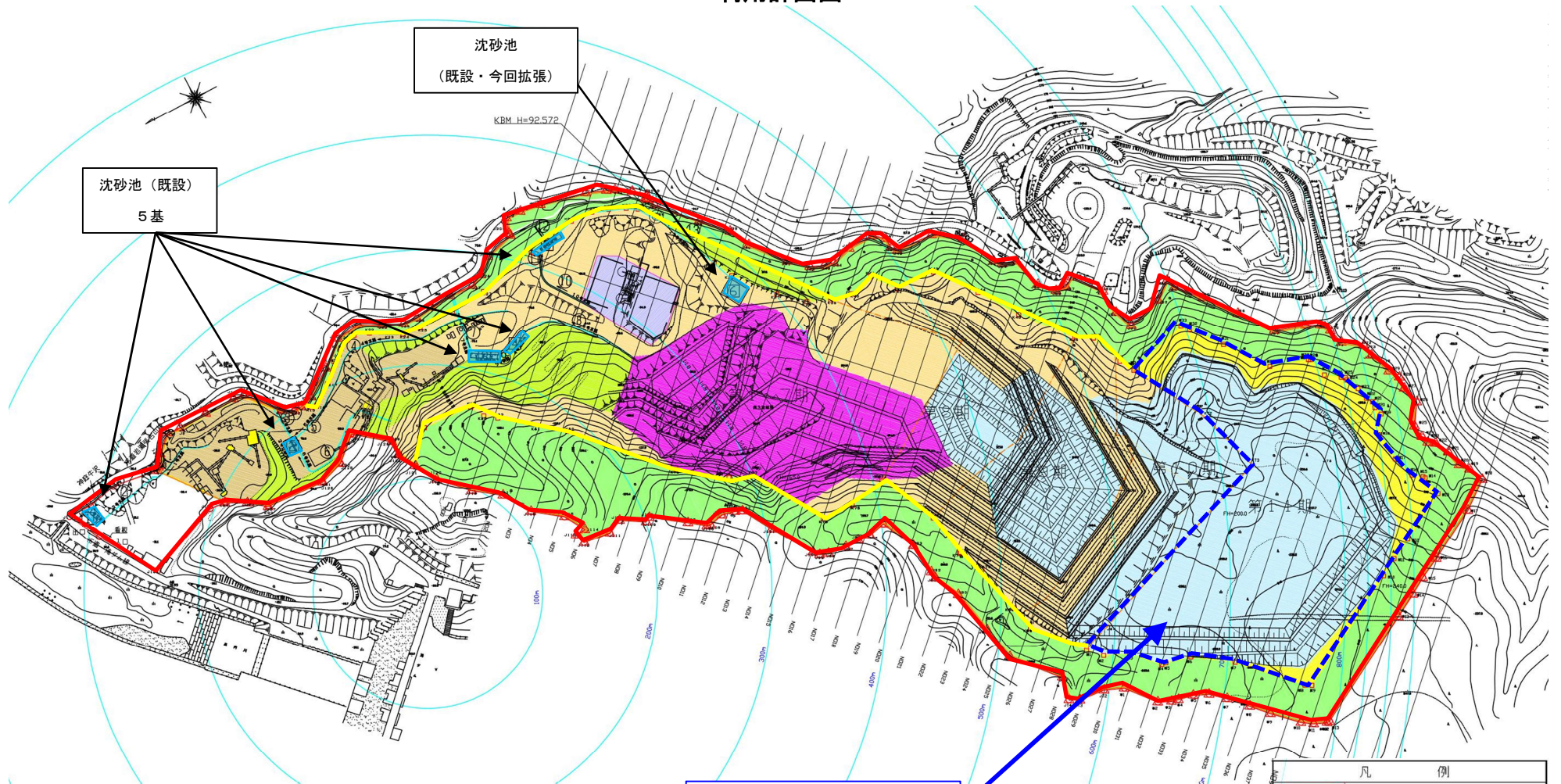
位置図



3 開発行為の概要

事業目的	土石の採掘を行うもの。					
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	既許可	23.4616	14.9142	7.9529	22.8671	0.5945
	今回変更	4.2918	5.1205	-0.8287	4.2918	0
合計	27.7534	20.0347	7.1242	27.1589	0.5945	
	※ 変更による林地開発面積－平成10年度森林審議会林地保全部会の開発面積 ＝20.0347ha－10.6797ha ＝9.3550haの増					
主な工種	土工	切土 1,335 千m ³ 、残土処理 296 千m ³				
	排水施設工	U型溝 380.2m、ヒューム管 177.0m、素掘側溝 364.5m ほか				
	防災施設工	沈砂池 6 基				

利用計画図



凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域
	残置森林区域
	造成森林区域
	プラント・その他域
	廃土堆積区域
	切土部区域
	産廃中間処理施設区域
	許可済区域 (第1~10期)
	許可申請区域 (第11期)

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	審査結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 ○切土 ・勾配 平均60° 以下（※） ・高さ20m毎に幅2.0m以上の小段を設置（※）	・切土勾配60°（1：0.6）以下 ・高さ15m毎に幅2.5mの小段を設置	○
	○盛土 ・勾配 高さ5m以下 1：1.5 高さ5～10m 1：1.8 （砂質土及び粘性土） ・高さ10m毎に幅2.0m以上の小段を設置（※） （※ 採石法の基準に準拠）	・盛土勾配1：1.8 ・高さ10m毎に幅3.0mの小段を設置	
	○法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じる	・切取法面の小段にマツ類、ナラ、ハンノキを2.0m間隔で植栽。 ・盛土法面の小段にマツ類、ナラ、ハンノキを2.0m間隔で植栽し、法面は種子吹付して緑化。	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	沈砂池6基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	設置の検討を行い、必要なしとの結果	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくて、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	沈砂池6基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の 保全	【残置森林または造成森林】 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽 法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	・原則、開発地の周辺に幅30m以上の残置森林を配置 ・最終残壁となった箇所から随時、小段等に客土のうえ、マツ類、ナラ、ハンノキを2.0m間隔で植栽し、早期に森林へと復旧する計画	○
(5) 一般的 事項	【土地利用の権利等】 開発行為に係る森林について実施の妨げとなる権利を有する者の同意 開発行為に係る森林以外の土地について実施の妨げとなる権利を有する者の同意	事業区域について同意書を取得、または賃貸借契約を締結。一部自社所有地。 ・隣接土地所有者から同意書を取得済。	○
	【資金計画等】 資金の調達及び信用	今期の事業費は575,500千円を見込んでおり、自己資金及び事業の売り上げにより賄う計画となっている。	○
	【その他】 久慈市と環境保全協定書及び残置森林等の管理に関する協定書締結済み。		○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。

6 意見照会結果

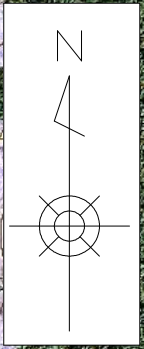
意見聴取先	開発規制法等	意見
久慈市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特になし、適当。
	開発協定等との関連	特になし、適当。 残置森林協定及び環境保全協定締結済
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし、適当。
	地域住民の意向との関連	特になし、適当。
	その他	特になし、適当。
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 参考事項 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、契約に係る土地の所在する市町村です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講ずること。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありませんが、広範囲であることや、地形の状況等から、遺跡が立地している可能性が考えられます。 地元久慈市教育委員会に連絡し、その指示を受けてください。
県北広域 振興局 農林部	農地法 農業振興地域整備の整備に関する法律	意見なし。 意見なし。
県北広域 振興局 土木部	景観法	景観法に基づく届出を適切に行うこと。 参考事項： 道路への汚損防止対策を講じること。 河川への濁水が流出しないよう対策を講じること。

6 意見照会結果

意見聴取先	開発規制法等	意見
<p>県北広域 振興局 保健福祉 環境部</p>	<p>土壌汚染対策法</p> <p>大気汚染防止法又は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例</p> <p>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</p>	<p>岩石採取により、3,000㎡硫黄の土地の形質変更（掘削及び盛土）が生じる場合には、工事着手の30日前までに土壌汚染対策法第4条第1項に基づく土地の形質変更届が必要であること。</p> <p>新たに土石の堆積場を設ける場合には、面積規模により、工事着手前に大気汚染防止法第18条第1項に基づく一般粉じん発生施設設置届出（1,000㎡以上）、又は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第18条第1項に基づく粉じん発生施設設置届出（500㎡以上1,000㎡未満）が必要であること。</p> <p>事業区域周辺で希少な鳥類が確認されているので留意すること。</p> <p>参考事項：【採石法】 当該開発行為と同様の内容について、平成29年12月13日付けで採石法第33条に基づく採取計画認可申請書が提出され、現在審査中であること。なお、認可時には上記関係規制法等に係る意見を付す予定であること。</p>

衛星画像

滝ダム

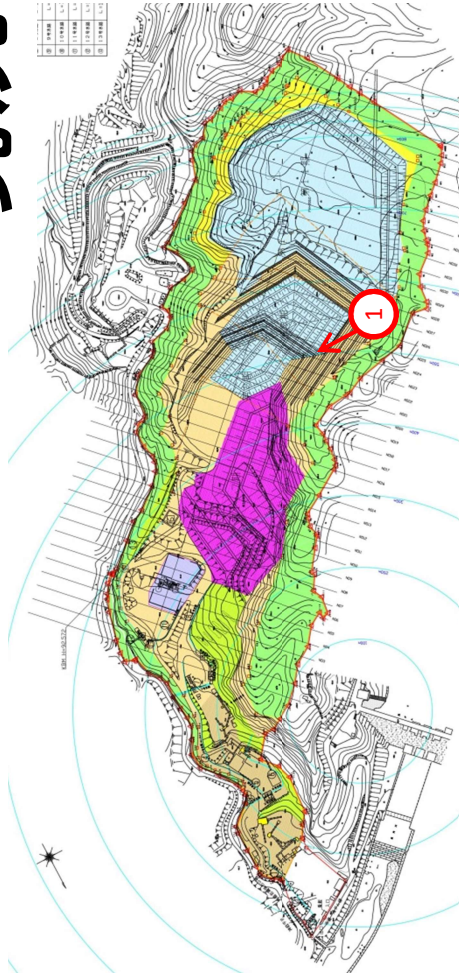


別事業者による既許可地

事業区域界	
係る森林区域	



現況写真

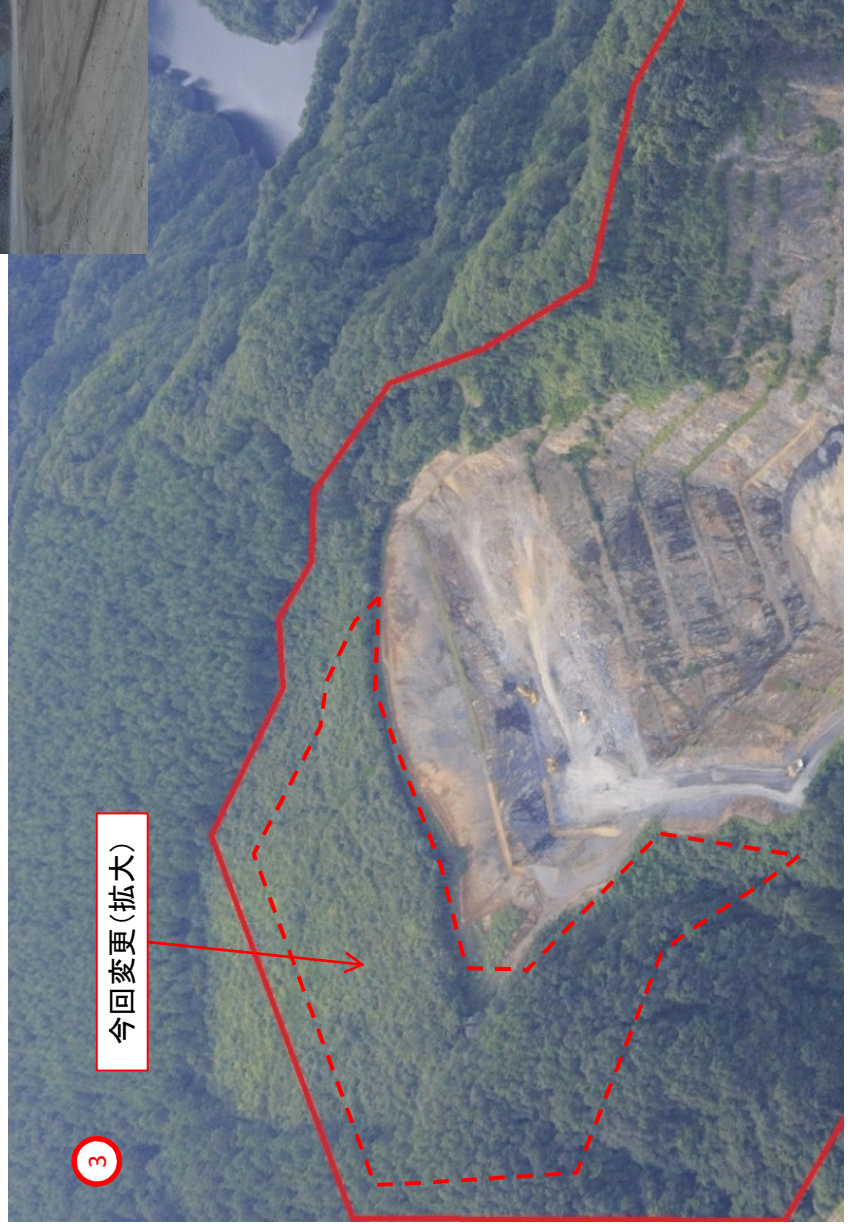
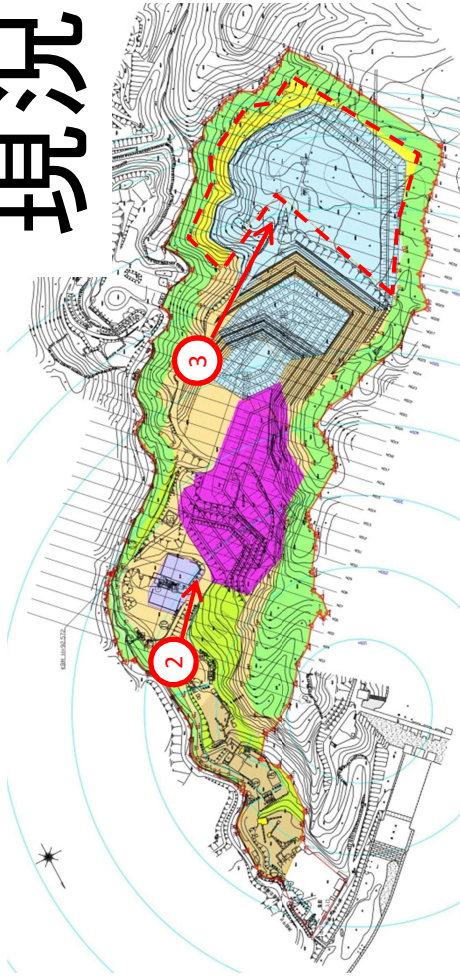


1



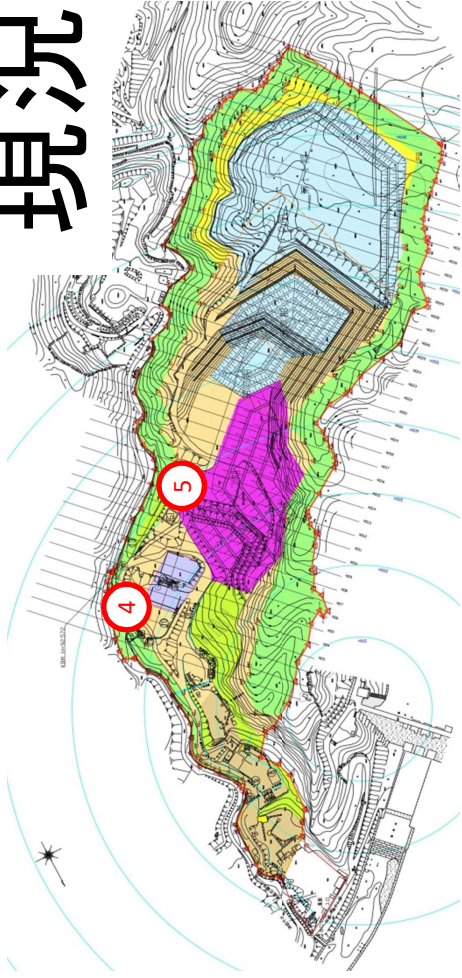
既許可地全景

現況写真



今回変更(拡大)箇所

現況写真

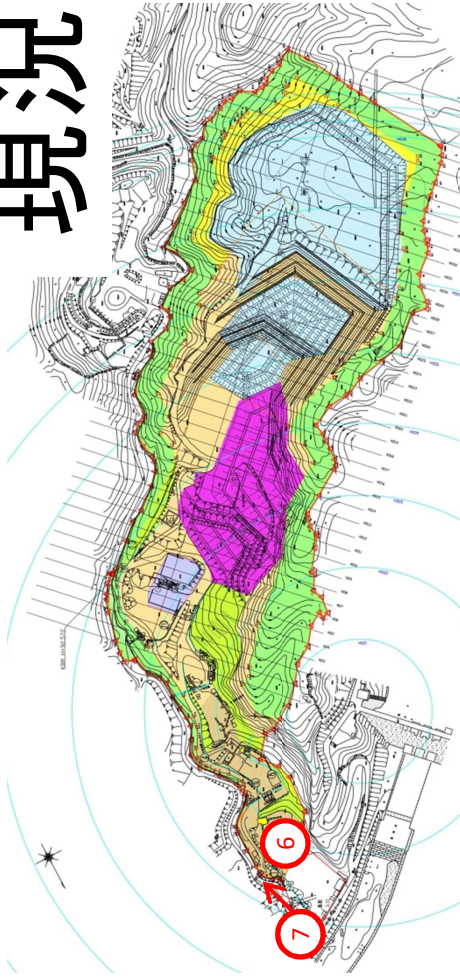


5号沈砂池(既設)



6号沈砂池(既設・今回拡張)

現況写真

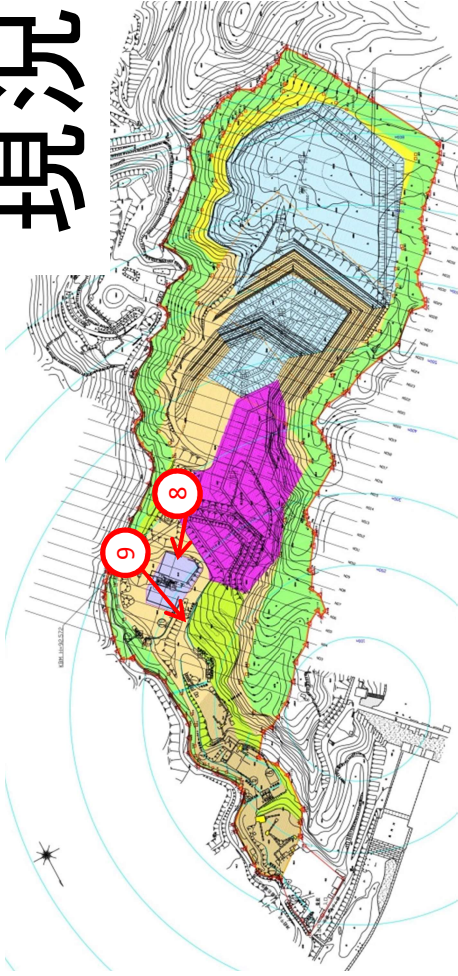


1号沈砂池(既設)



1号沈砂池の流末(神庭牛沢へ流出)

現況写真



産業廃棄物中間処理施設



造成森林

現況写真(林況)



スギ

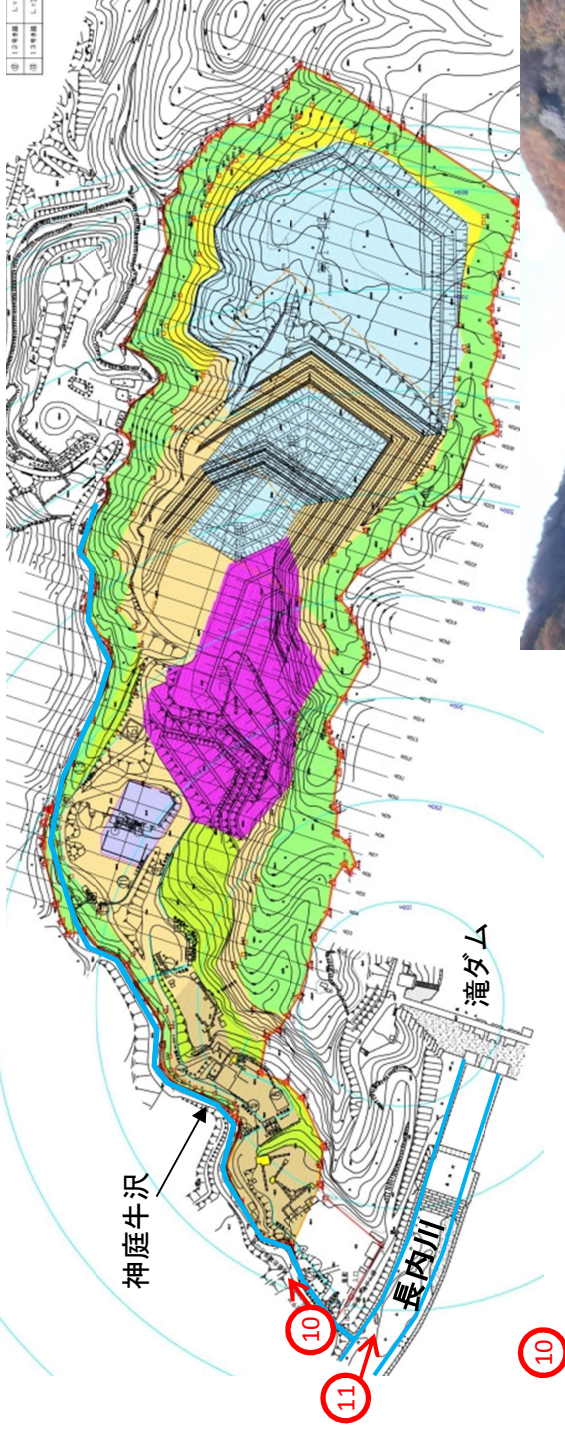


アカマツ



広葉樹

現況写真(流末状況)



かんじや さわ
神庭牛沢



二級河川長内川

【 審 議 事 項 】

九戸郡洋野町中野第1地割字下向地内の
工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成30年1月30日

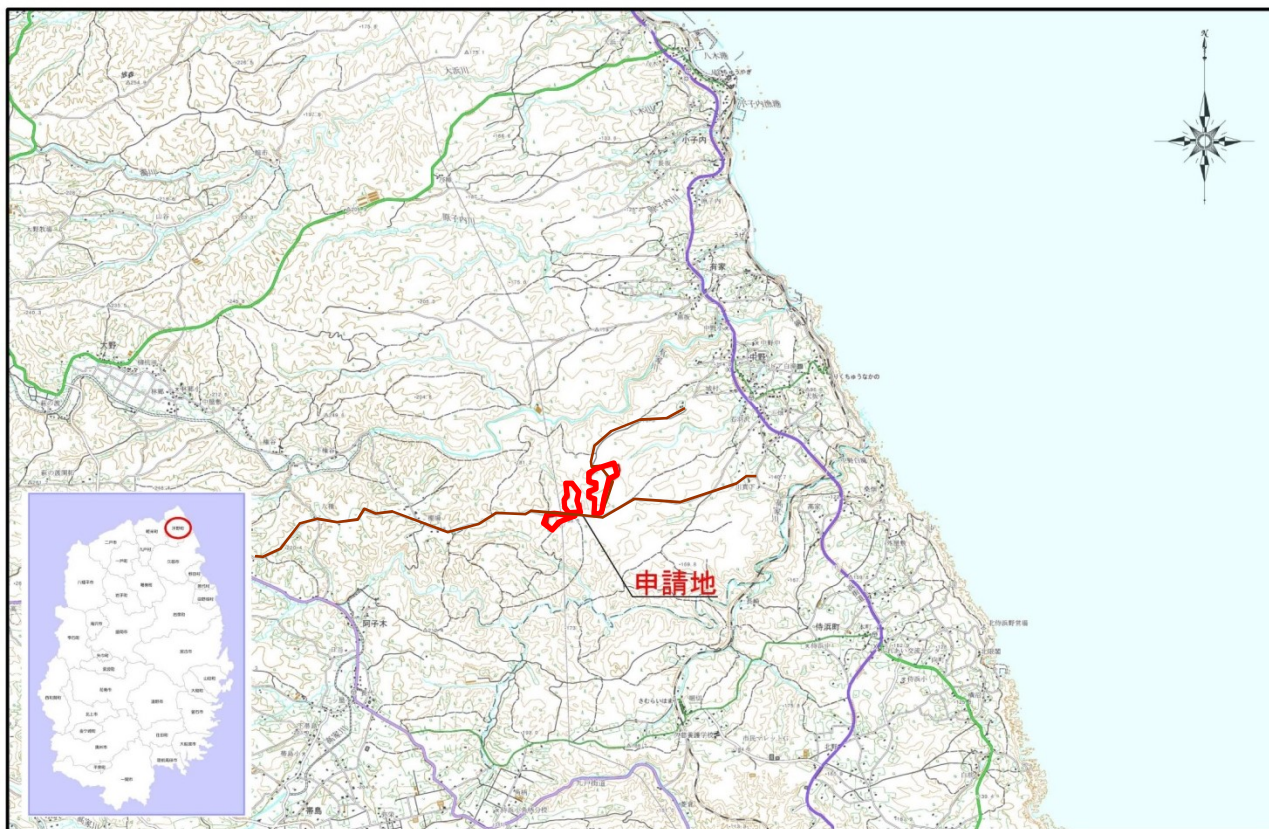
1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号富国生命ビル ヤンセン外国法事務弁護士事務所内 Tsubaki Solar 合同会社
申請場所	九戸郡洋野町中野第1地割字下向95番1ほか6筆	
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	許可の日から平成31年2月28日	
申請面積	20.5435ヘクタール（事業区域面積 30.9132ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	洋野町役場種市庁舎の南約14.3kmに位置
標高、傾斜	標高 149～195m、傾斜 10～22度（平均12度）
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・南側は町道中野・八種線、東側は町道兎口線が隣接している。 ・事業区域に隣接する範囲に宅地及び農地はない。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の3つの工区にそれぞれ隣接して沢が流れており、1工区は東側の準用河川一本木川、2工区は北側の二級河川有家川、3工区は南側の二級河川高家川にそれぞれ流れ込んでいる。 ・事業区域の周囲は森林となっている。
林況	申請地の林況は広葉樹（1～16年）87%、アカマツ（36～44年）12%、カラマツ（36年）・スギ（36～61年）1%

位置図



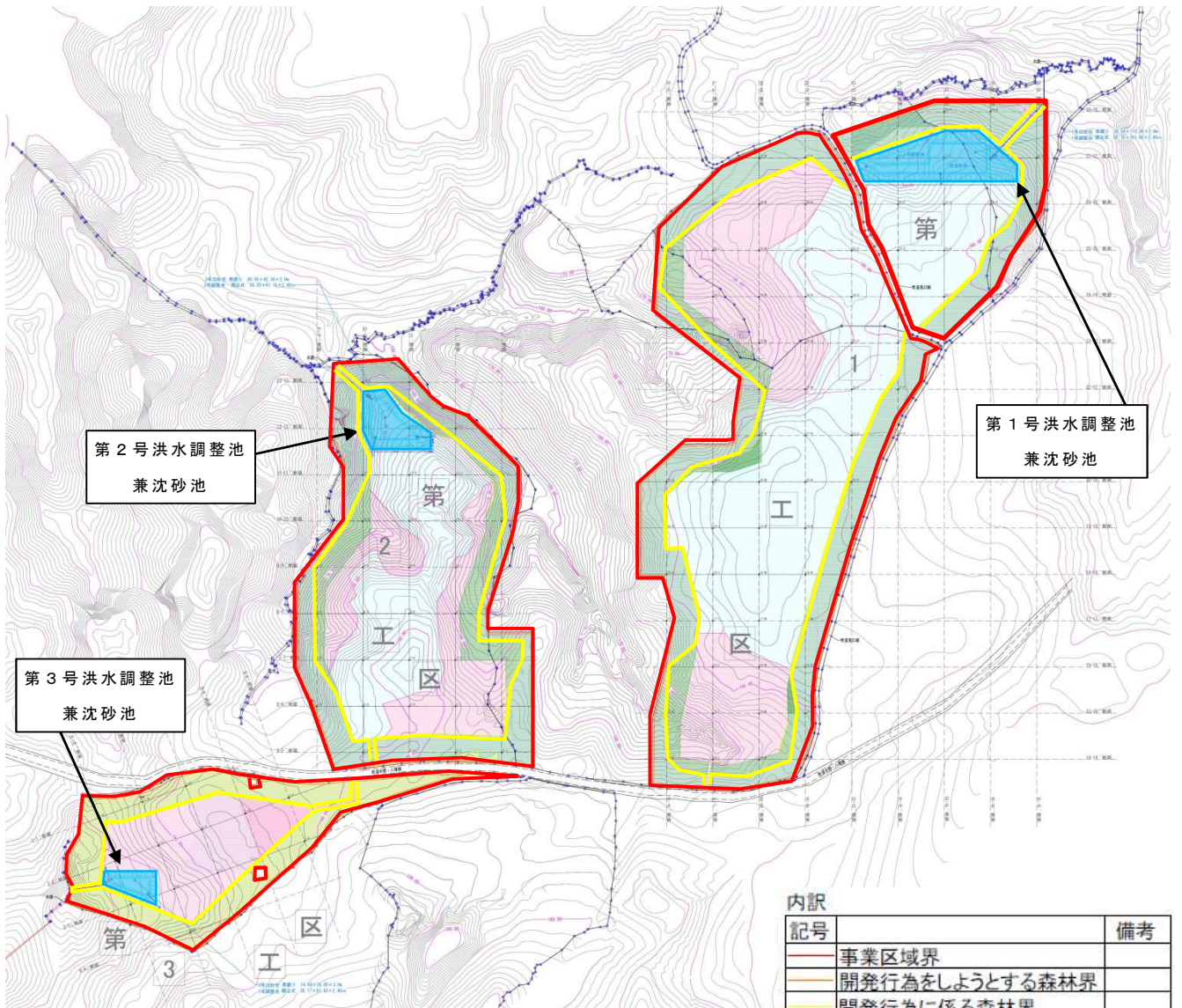
3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場・事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
	30.9132	20.5435	10.3697	30.9132	—
主な工種	土工	切土 339 千m ³ 、盛土 337 千m ³ 、残土 1,971m ³			
	排水施設工	U型溝 3,445m、ヒューム管 129m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 3 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	13.7MW (1 MW = 1000 KW)											
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1 KWh 当たり税抜 36 円で電気事業者（東北電力（株））に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：平成 30 年 12 月 											
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">太陽光発電設備の認定</td> <td style="width: 20%;">経済産業省認可</td> <td style="width: 30%;">平成 26 年 3 月 28 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(変更認可)</td> <td>平成 29 年 1 月 18 日</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)から系統連系承諾書を受領</td> <td></td> <td>平成 27 年 11 月 25 日</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)と工事負担金契約を締結</td> <td></td> <td>平成 28 年 6 月 3 日</td> </tr> </table>	太陽光発電設備の認定	経済産業省認可	平成 26 年 3 月 28 日		(変更認可)	平成 29 年 1 月 18 日	東北電力(株)から系統連系承諾書を受領		平成 27 年 11 月 25 日	東北電力(株)と工事負担金契約を締結	
太陽光発電設備の認定	経済産業省認可	平成 26 年 3 月 28 日										
	(変更認可)	平成 29 年 1 月 18 日										
東北電力(株)から系統連系承諾書を受領		平成 27 年 11 月 25 日										
東北電力(株)と工事負担金契約を締結		平成 28 年 6 月 3 日										

利用計画図



内訳

記号		備考
	事業区域界	
	開発行為をしようとする森林界	
	開発行為に係る森林界	
	残置森林(16年生以上)	
	残置森林(16年生未満)	
	造成森林	
	切土	
	盛土	

5 開発計画及び審査結果

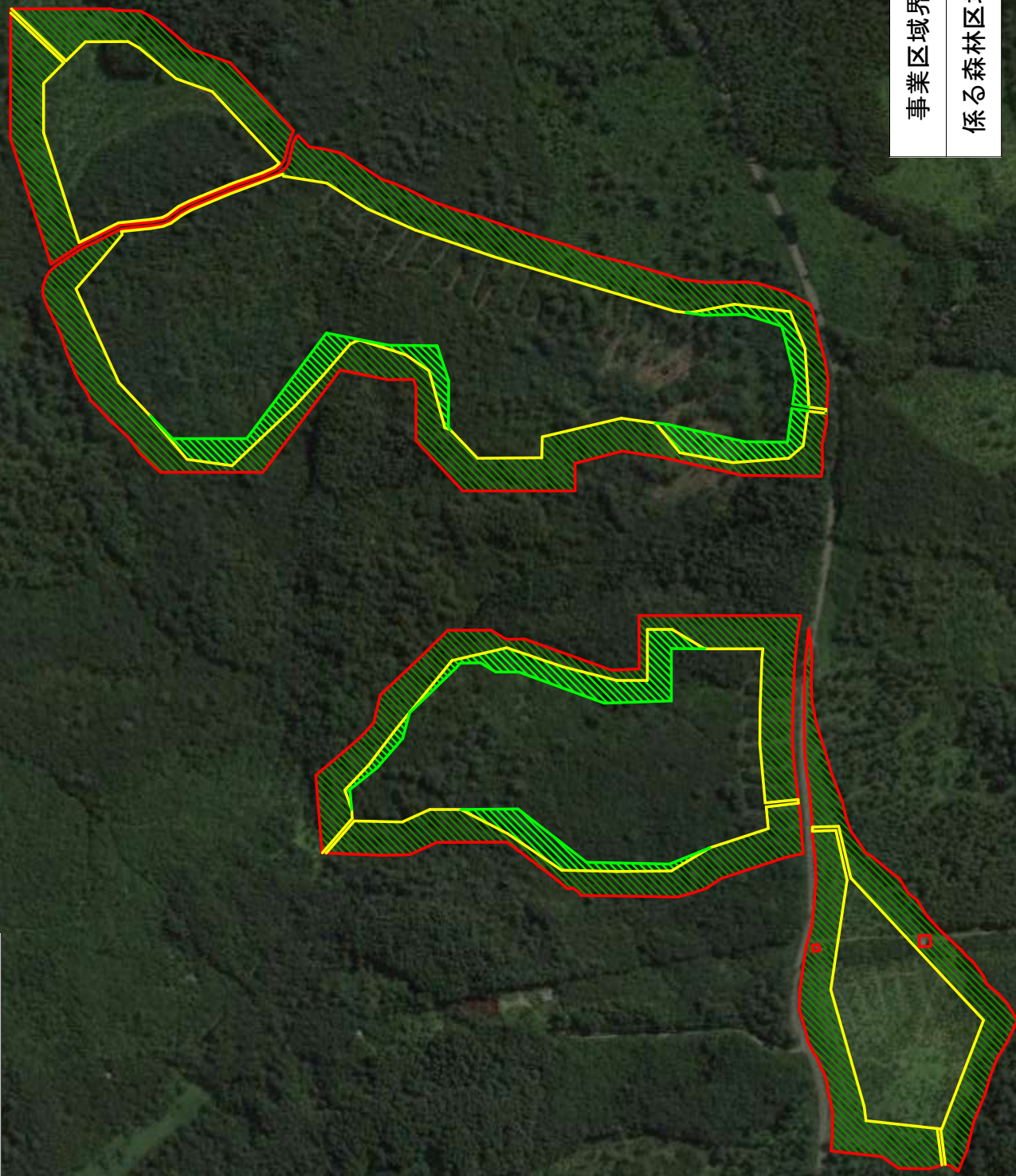
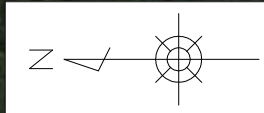
審査基準	許可基準	開発計画	審査結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 ○切土 ・勾配 高さ5m以下 1:0.8~1.0 高さ5~10m 1:1.0~1.2 (砂質土及び粘性土) ・高さ5~10m毎に幅1.0m以上の小段を 設置	・切土勾配1:2.0 ・高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	○
	○盛土 ・勾配 高さ5m以下 1:1.5 高さ5~10m 1:1.8 (砂質土及び粘性土) ・高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置	・盛土勾配1:2.0 ・高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	
	○法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれ がある場合は、法面保護の措置を講じる	種子散布による法面保護を行う	
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上 の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率 で想定される雨量の1.2倍以上の流下 能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の 貯留能力	洪水調整池兼沈砂池3基の全てにつ いて、流出する土砂の1.2倍以上の土 砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超え る貯留能力	洪水調整池兼沈砂池3基の全てにつ いて、「必要調整容量<設置容量」と なる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたく うで、上澄みのみを流下させるため、有効 水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池3基の全てにつ いて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の 保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね 25%以上	森林率 39.4% (>25%)	○
	開発面積が20ha以上の場合、原則と して周辺部に幅おおむね30m以上の残置森 林または造成森林を配置	・開発地の周辺に30m幅の残置森林、 造成森林を配置 ・造成森林は、樹高1m以上のアカマ ツを2,000本/ha植栽	
	【開発行為に係る1箇所当たりの面積】 おおむね20ha以下とする。	開発行為に係る1箇所当たりの面積 20ha以下	○
(5) 一般的 事項	【土地利用の権利等】 開発行為に係る森林について実施の妨げ となる権利を有する者の同意	開発行為に係る森林、残置森林、造成 森林のすべての土地について地上権設 定済み。	○
	開発行為に係る森林以外の土地につ いて実施の妨げとなる権利を有する者の同意	・隣接土地所有者から同意書を取得済 み。	
	【資金計画等】 資金の調達及び信用	全体の事業費は4,055百万円を見込ん でおり、全額プロジェクトファイナ ンスにより賄う計画として、当該費用に 係る融資意向表明書を受領している。 なお、事業費のうち林地開発（土地造 成）費用は、801百万円を見込んでい る。	○
	【その他】 洋野町と公害防止協定書及び残置森林等の管理に関する協定書締結済み。		○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。

6 意見照会結果

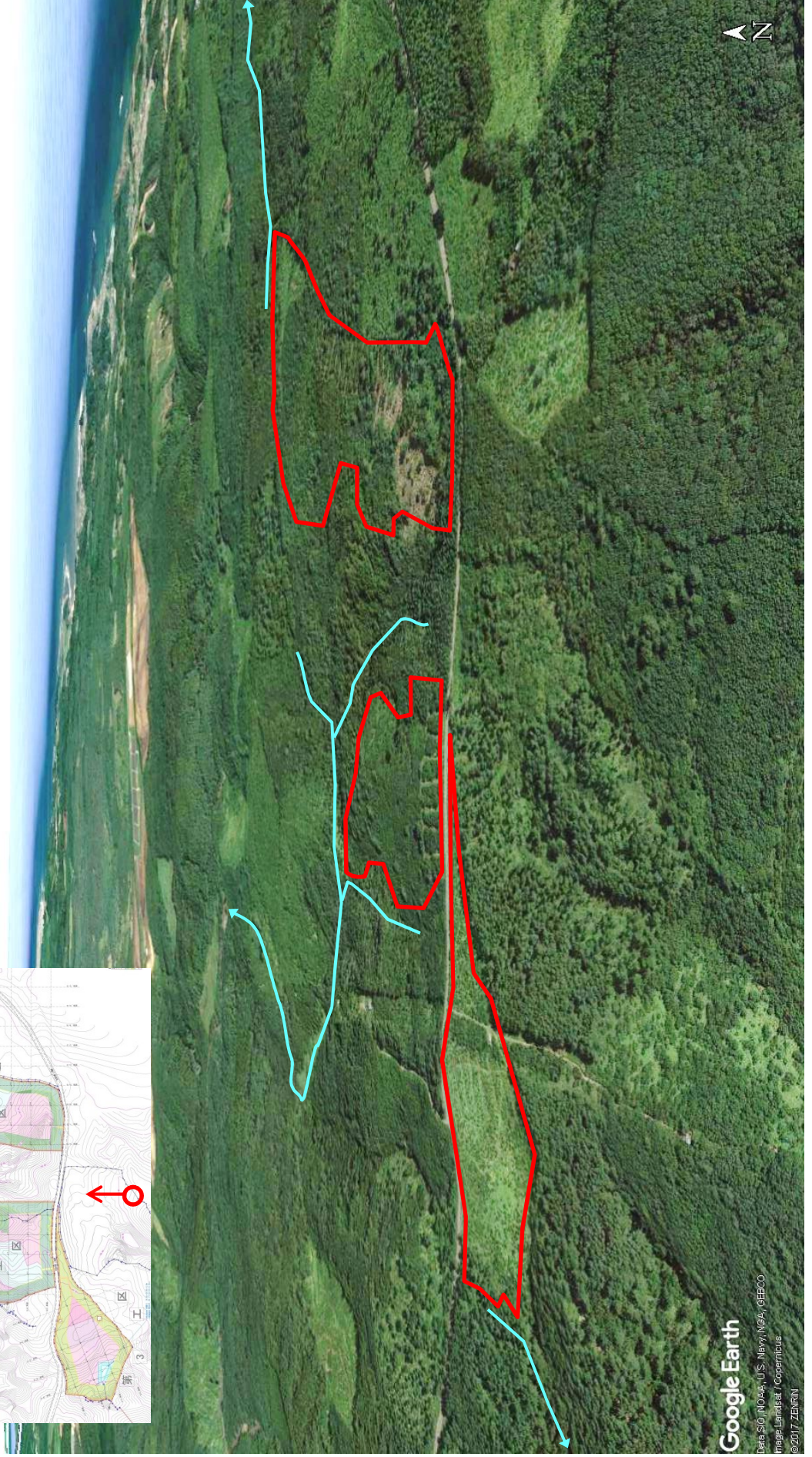
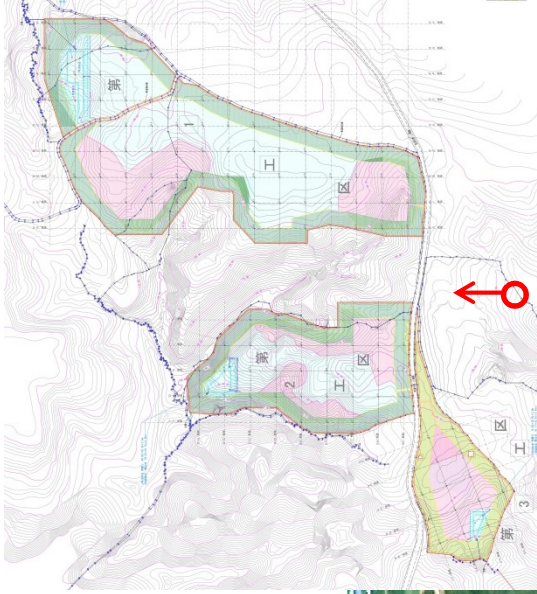
意見聴取先	開発規制法等	意見
洋野町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特に意見無し
	開発協定等との関連	H29.1.16付 公害防止協定締結 H29.3.9付 残置森林等の管理に関する協定締結 H29.3.7付 排水計画同意
	市町村における地域開発構想等との関連	特に意見無し
	地域住民の意向との関連	特に意見無し
	その他	特に意見無し
県庁 環境保全課	国土利用計画法	今回申請のあった洋野町中野第1地割字下向95番1ほか6筆の土地について、地上権設定に際して権利金その他一時金の授受がある場合、契約を締結した日から2週間以内に国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等届出が必要です。 (届出窓口は、洋野町企画課です。)
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありませんが、広範囲であることや、地形の状況等から、遺跡が立地している可能性が考えられます。 地元洋野町教育委員会に連絡し、その指導を受けてください。
県北広域 振興局 農林部	農地法 農業振興地域整備の整備に関する法律	意見なし。 意見なし。
県北広域 振興局 土木部	景観法	景観法に基づく届出を適切に行うこと。 参考事項： 道路への汚損防止対策を講じること。
県北広域 振興局 保健福祉 環境部	土壌汚染対策法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	工場・事業場の設置に伴い施行する盛土及び掘削工事の合計の面積が3,000㎡以上となる場合は、工事着手の30日前までに土壌汚染対策法第4条第1項に基づく土地の形質変更届出が必要であること。 〔 なお、当該開発行為に係る森林と同一所在地において、平成29年10月18日付けで埋蔵文化財試掘調査に係る同届出の提出があり、平成29年10月19日付け県北広保第4104-8号にて審査結果を通知済みであるが、事業目的、施工方法が異なることから、埋蔵文化財試掘調査完了後、太陽光発電施設設置に係る工事が届出要件に該当する場合は、改めて届出願いたいこと。 〕 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる木くずは、産業廃棄物に該当することから、適切に処理すること。

衛星画像



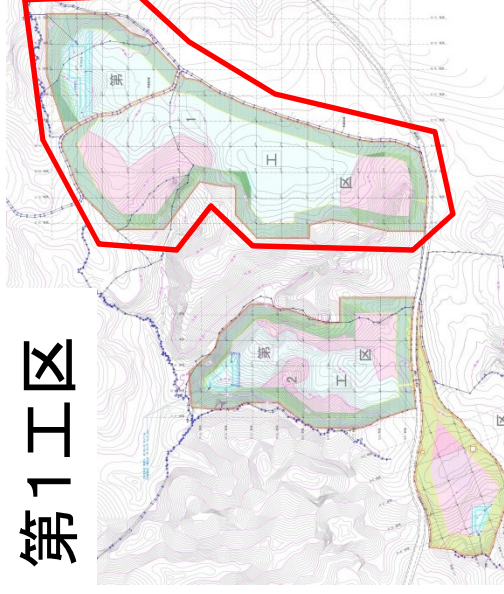
事業区域界	
係る森林区域	

空中写真



現況写真

第1工区



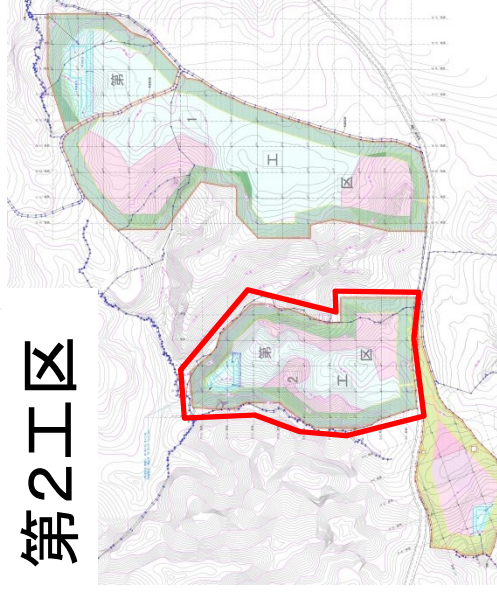
林況（広葉樹）



第1号洪水調整池兼沈砂池予定箇所

現況写真

第2工区



林況（広葉樹）



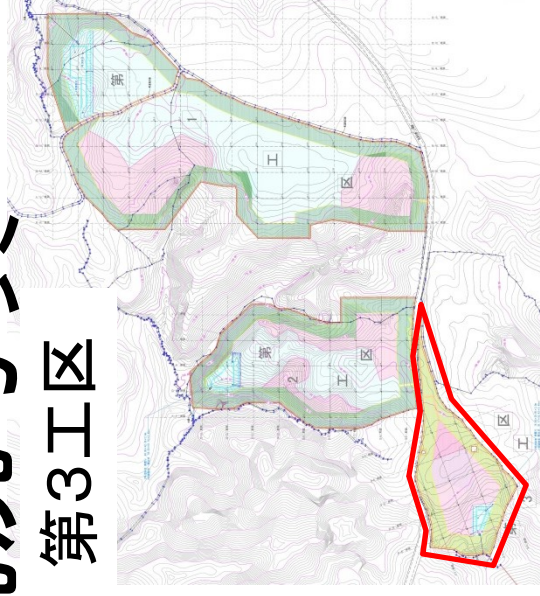
林況（アカマツ）



第2号洪水調整池兼沈砂池予定箇所

現況写真

第3工区

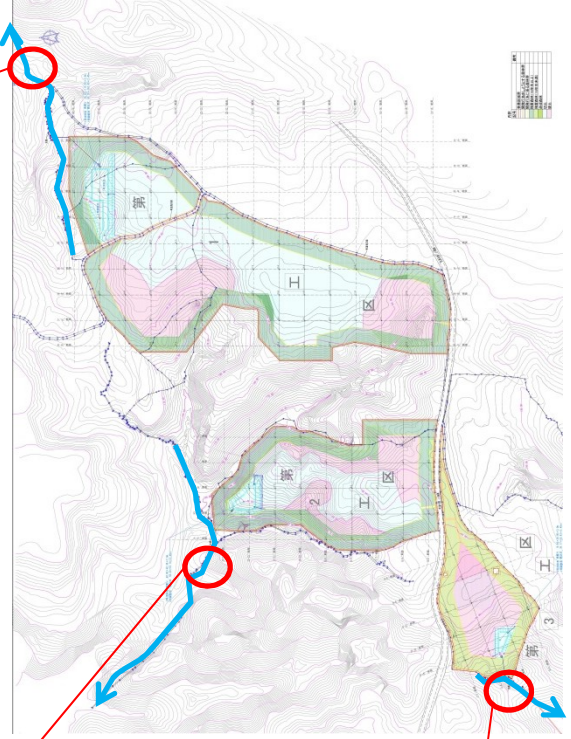


第3号洪水調整池兼沈砂池予定箇所



林況（広葉樹(天然更新・3年生)）

現況写真(流末状況)



林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

2 林地開発許可制度のあらまし

(1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

(2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条の 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）

② 鉱物の採掘

③ 宅地の造成

④ 土砂捨てその他物件の堆積

⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることとなります。

ア 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）

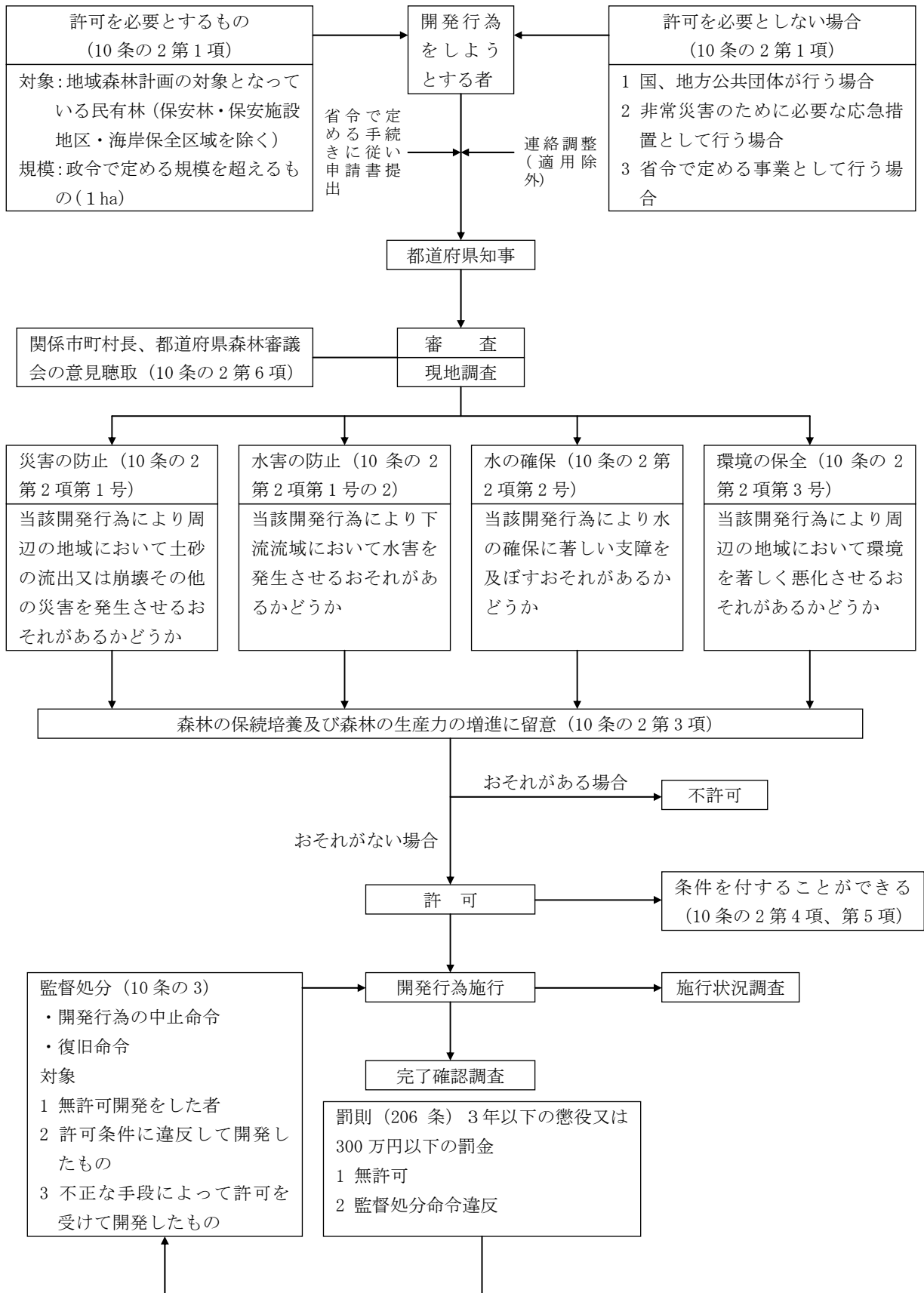
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

【参考 1】 林地開発許可制度の体系図



岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)

(平成14年6月12日森第290号)

(平成15年2月24日森第1270号)

(平成16年3月30日森第1618号)

(平成27年2月17日森保第1416号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第4号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

この規程は、平成4年8月24日から施行する。

この規程は、平成14年6月12日から施行する。

この規定は、平成15年2月24日から施行する。

この規定は、平成16年3月30日から施行する。

この規定は、平成27年2月17日から施行する。

岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が**10ヘクタール以上**のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
 - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
 - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
 - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
 - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
 - ②土石採取に係るもの
 - ③宅地造成に係るもの
 - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
 - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
 - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの